

参加型まちづくりに関する現状と課題

1. まちづくりへの住民参加の状況・・・・・・・・・・ 1
2. 都市計画制度における住民参加の枠組み・・・・・・・・ 5
3. 住民参加のまちづくり事例・・・・・・・・・・ 7
4. 住民参加を促進するための環境整備・・・・・・・・ 12
5. 英国・米国のまちづくりにおける市民参加について・・・ 14

1. まちづくりへの住民参加の状況

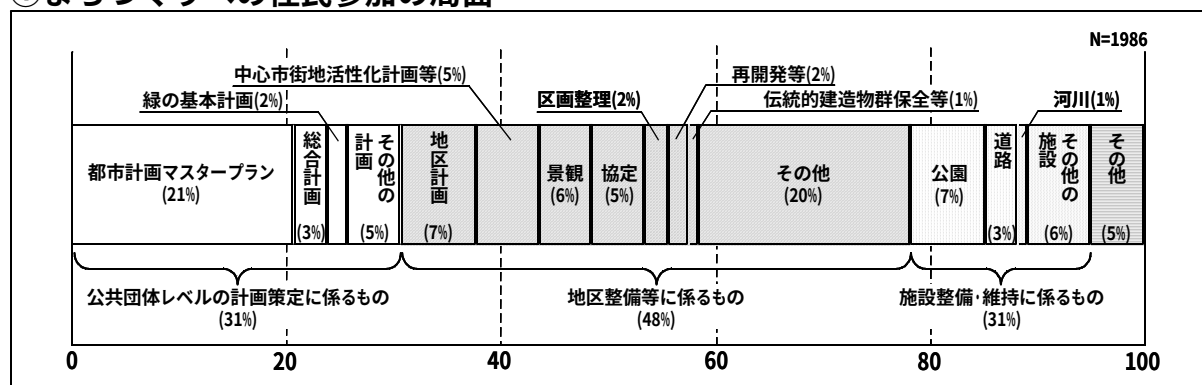
住民のまちづくりへの参加局面は地区整備等に係るもの、公共団体レベルの計画策定に係るもの等多岐にわたっており(→①)、参加方法についても、まちづくり協議会等を組織、ワークショップ等様々な方法がとられている(→②)。

※ ①～⑤及び⑦は国土交通省都市・地域整備局が実施したアンケート調査結果より作成。

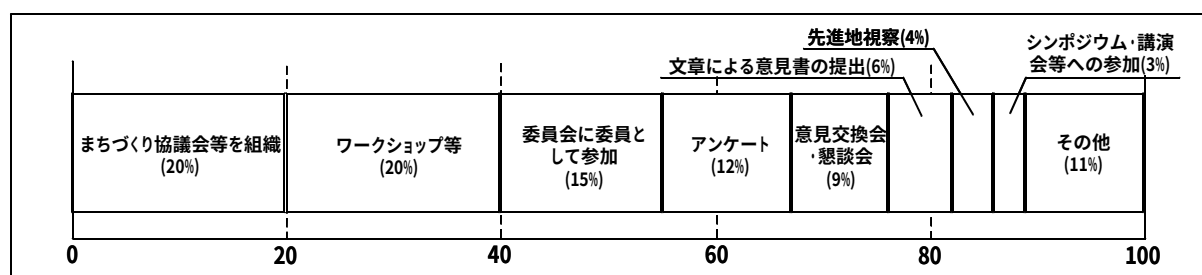
調査は、市民参加のまちづくり活動を対象として、地方公共団体が把握している事例及び支援制度等の現状（平成7年度以前に活動が終了しているものを除く。）について、平成13年7月に都道府県を通じて市町村に依頼した。

①、②は808の地方公共団体（道府県17及び市町村791）から回答があった。回答事例は1986件。

①まちづくりへの住民参加の局面



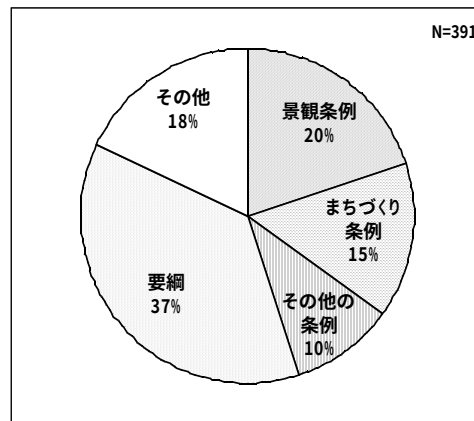
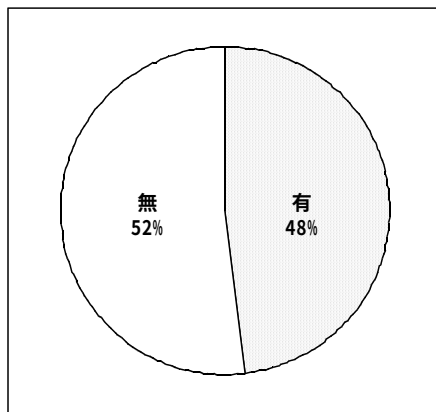
②まちづくりへの住民参加の方法



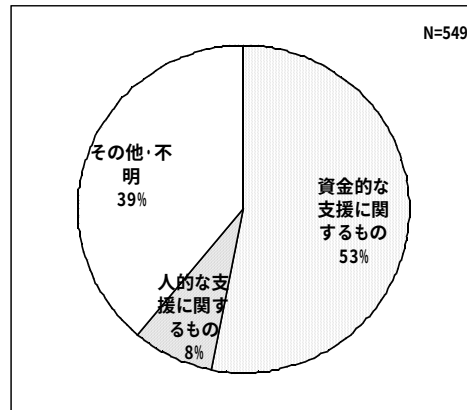
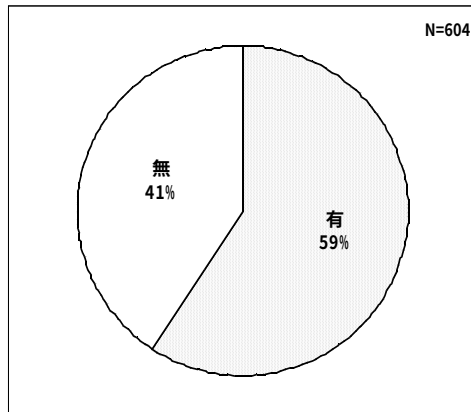
住民参加のまちづくり活動に関する条例等の独自の制度を定めるなど、地方公共団体においても住民参加を促進するための環境整備が整ってきている(→③～⑤)。

※ ③は回答のあった604市町村のうち具体的な意見が寄せられた291団体の391の事例を整理・集計。④は回答のあった604市町村のうち具体的な意見が寄せられた357団体の549の事例を整理・集計。⑤は回答のあった604市町村のうち具体的な意見が寄せられた38団体の47の事例から抜粋。

③住民参加の活動に関する条例等の有無及び類型ごとの割合



④まちづくり活動に対する支援制度の有無及び類型ごとの割合



⑤まちづくりNPO法人との協働事例（アンケート調査で寄せられた事例より）

市町村	NPO名称	協働の内容
千葉県東金市	NPO法人千葉まちづくりサポートセンター	講演会の実施（講師の派遣）
東京都調布市	調布まちづくりの会	市都市計画マスタープランの策定への参加、景観シンポジウムの運営
静岡県三島市	グランドワーク三島	水辺環境の再生のための「街中がせせらぎ事業」において、「ホテル里づくり」の実施
三重県伊勢市	NPO法人伊勢河崎まちづくり衆	まちづくり計画（地元案）の作成
大阪府箕面市	みのお市民まちなみ会議	まちなみパネル展等、都市景観への関心の拡大へ向けた市民への語りかけ

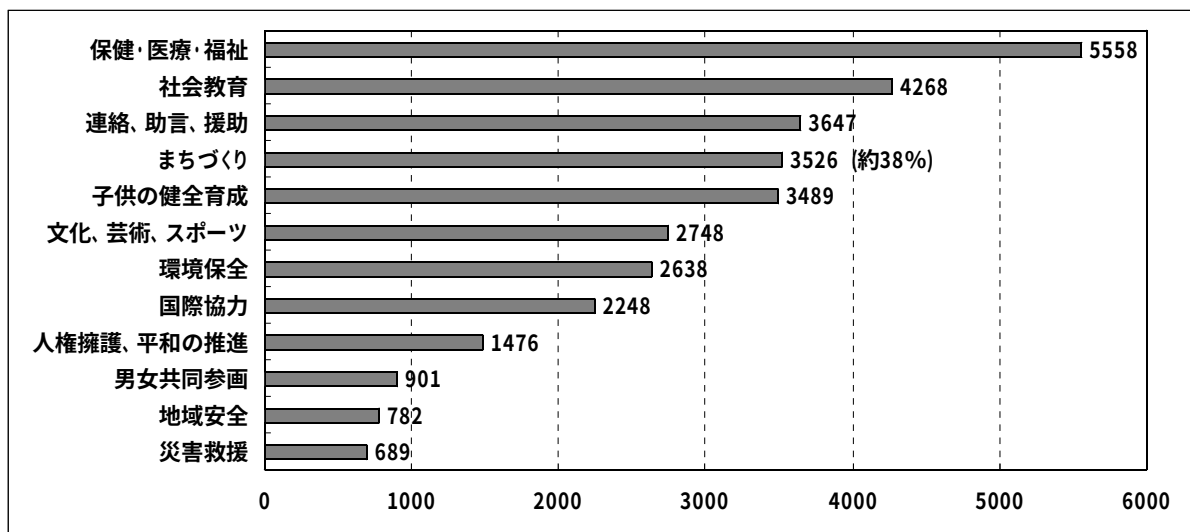
「まちづくりの推進を図る活動」を活動分野にあげている認証NPOは着実に増えてきており、まちづくりへの住民等の参加意識は年々高まってきている。

都道府県ごとの認証数で見ると、東京都で全国の約2割、三大都市圏で全国の約5割となっている(→⑥)。

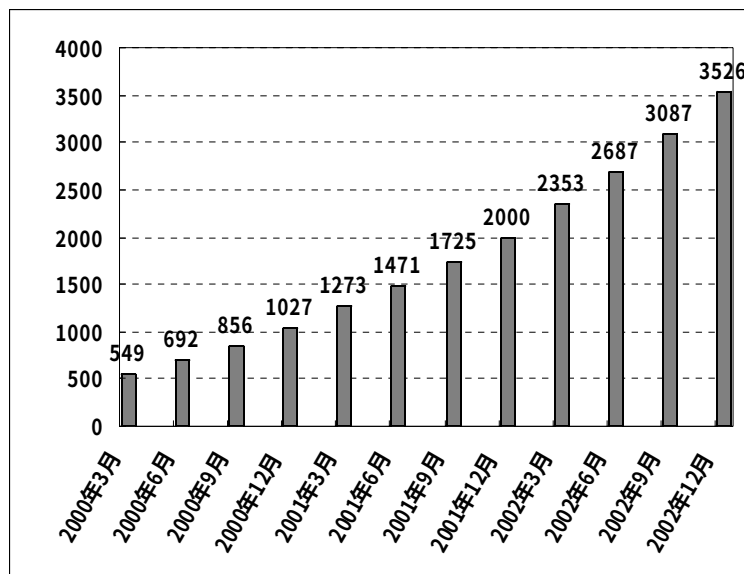
※ ⑥は内閣府資料より作成。

⑥認証NPOの活動状況（認証総数9329(平成14年12月末現在)）

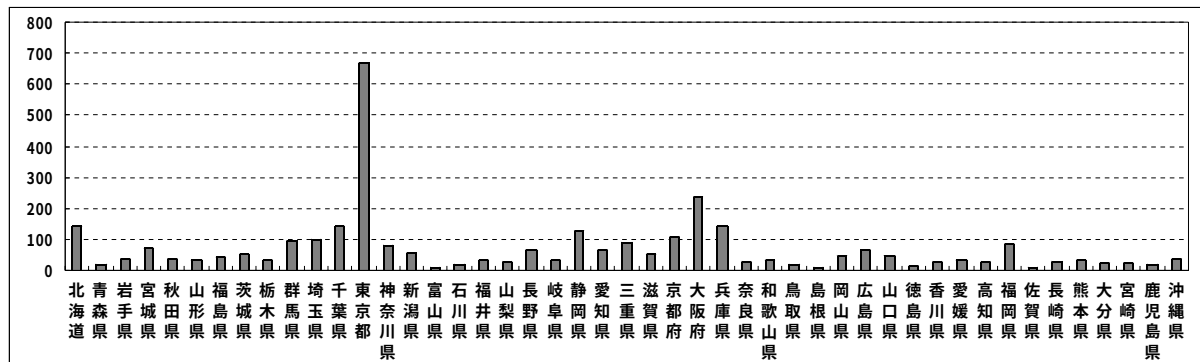
活動分野別NPO認証団体数（複数回答）



「まちづくりの推進を図る活動」を活動分野にあげている認証NPO数の推移



都道府県ごとの「まちづくりの推進を図る活動」を活動分野にあげている認証NPO数



住民参加のまちづくりを推進・支援する上での問題点については、「住民意識に関するもの」、「人的資源、参加者の固定化等に関するもの」、「市民参加のまちづくりにおける体制の不備等に関するもの」等多岐にわたっている(←⑦)。

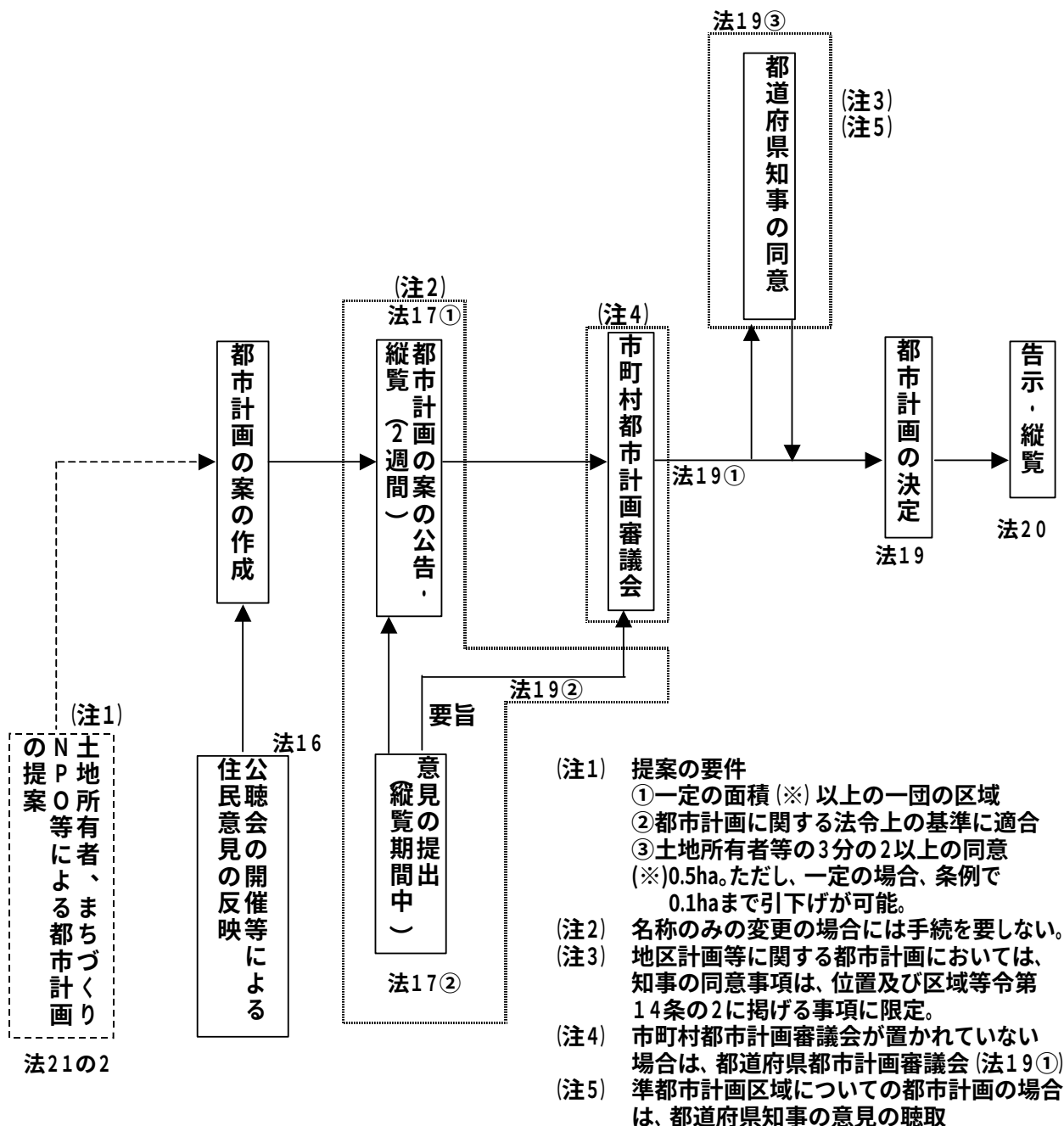
※ ⑦は回答のあった604市町村のうち具体的な意見が寄せられた386団体の回答を整理。

⑦住民参加のまちづくりを推進・支援する上での問題点

住民意識に関するもの 主体的に取り組むという認識が不足している、エゴが出やすい 等	13%
行政の問題 認識、技術、経験等の不足、自治体内の地域ごとの多様性に対応しきれない 等	2%
人的資源、参加者の固定化等に関するもの 参加者が少ない、参加者の固定化が問題 等	19%
合意形成に関するもの 合意形成に時間がかかる、合意形成そのものが困難、合意形成の基盤となる共通認識の不足 等	8%
市民参加のまちづくりにおける体制の不備等に関するもの 住民相互・住民と行政における情報・価値観の共有、各主体の役割分担、市民意見の反映方法、アクションのタイミング等の技術的問題 等	12%
財源等の問題	5%
その他 各方面における代表性・公平性の確保、市民の活動拠点の不足(欠如)、専門知識のない人向けの対応の難しさ 等	41%

都市計画決定手続きの中で、公聴会の開催等住民の意見を反映させるための措置を必ず講じるべきこととされている。

○ 市町村が定める都市計画決定等の手続き



○都市計画の決定に係る最近の法改正

平成12年改正

- ・地区計画に関する住民又は利害関係人からの申し出制度の創設(法16③)
- ・都市計画の案の縦覧の際の理由書の添付の義務付け(法17①)
- ・都市計画決定手続きの条例による付加(法17の2)

平成14年改正

- ・土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等による都市計画の提案制度の創設(法21の2~21の5)

○身近なまちづくりの手段

地区計画・・・地区の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るため、主として街区内の居住者等の利用に供される道路等の施設の配置・規模と建築物の制限等土地利用に関する事項を一体的総合的に定める地区レベルの詳細計画。地区計画は、その決定に際して、公告・縦覧等の通常の都市計画決定手続に加え、案を作成するに当たり利害関係者の意見を求めることとされており、さらに住民等が地区計画の案となるべき事項の申出をすることができることとされていることから、更なる住民参加が図られている。

(平成14年3月末現在 3,582地区)

建築協定・・・地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地所有者等の全員の合意が必要であり、特定行政庁の認可を得て成立する。

(平成14年3月末現在 4,279件)

緑地協定・・・地域の緑化又は緑地の保全に関する事項について、市民が自らの発意により定め、緑豊かな生活環境を創っていくことができる制度。緑地協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地所有者等の全員の合意が必要であり、市町村長の認可を得て成立する。

(平成14年3月末現在 1,623件)

○市町村都市計画審議会に住民代表を任命している公共団体の割合

公共団体数	334 公共団体
うち住民代表を任命	191 公共団体 (54.19%)

○市町村都市計画審議会の委員に占める住民代表の割合

総委員数	4,732 人
うち住民代表	501 人 (10.59%)

※平成13年7月 関東1都6県を対象に調査

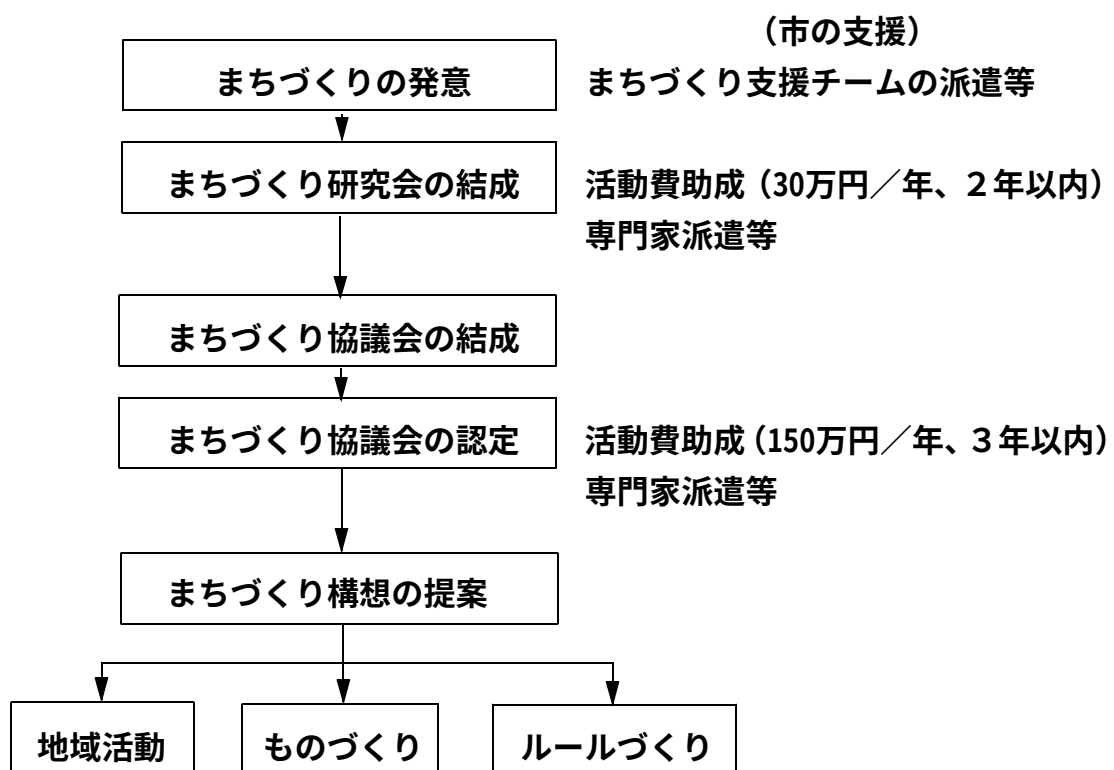
住民代表としては、市町村により多様であるが、自治会長、NPO、主婦、JC等のほか、公募の例もみられる。

3. 住民参加のまちづくり事例

いくつかの地方公共団体においては、市民の主体的なまちづくりへの取り組みを行政が技術面、資金面で支援するため、専門家派遣や活動費助成などの施策を実施している。

事例1（豊中市）

豊中市においては、平成5年1月にまちづくり条例を制定し、支援を実施



※ 他に市民向けの講座、ホームページでの情報提供等を実施

事例2（横浜市）

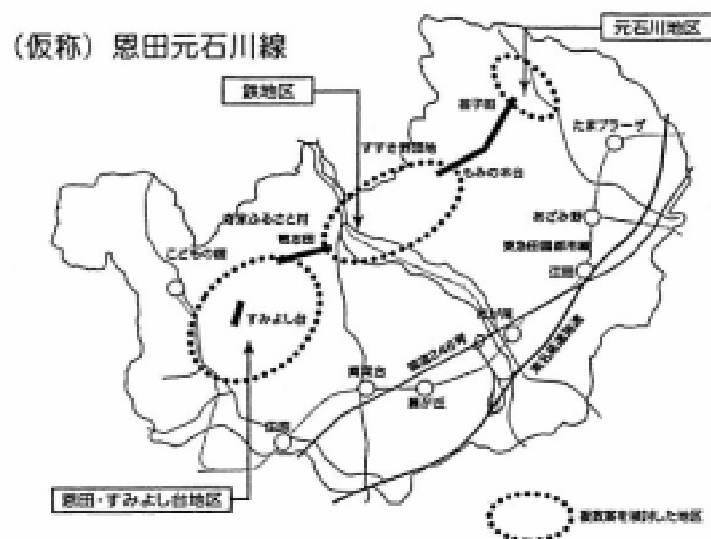
市民による地区計画、建築協定等のルールづくりに向けた取り組みを推進するため、平成14年9月に「まちのルールづくり相談センター」を開設。市職員やまちづくり専門家の派遣、相談対応、情報提供を行っている。

街路事業や公園事業について、行政が計画案を策定し住民の意見を聞くスタイルから、施設の構想・企画段階から住民参加を行う先進的な取り組みもみられる。

事例 1（街路（横浜市恩田元石川線））

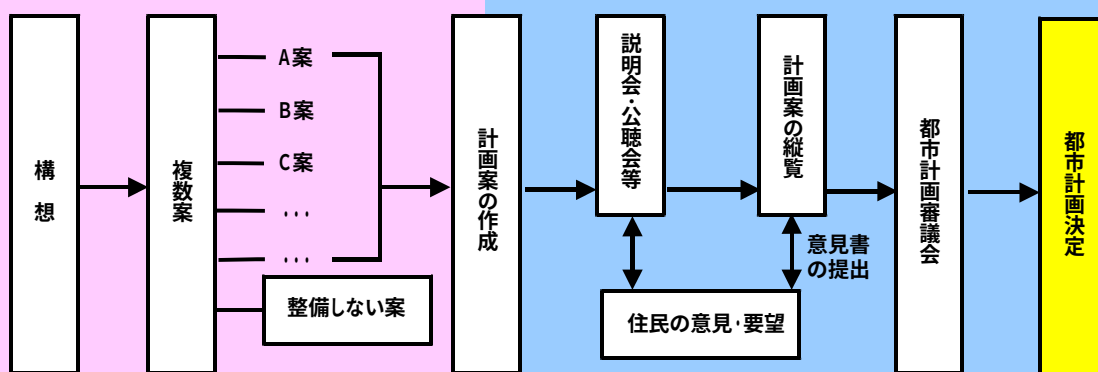
①路線概要

- ・横浜市北部の青葉区を東西方向に横断する全長約 7 km の構想路線
- ・うち約 3 km の区間は、昭和 50 年頃に土地区画整理事業により整備済



今回の「住民参加の道路づくり」の試み

都市計画法に基づく手続



②従来手続きとの関係

- ・ 従来：行政内部での検討により 1 つの計画案を作成 →都市計画手続き
- ・ 今回：住民参加により複数案（整備しない案を含む）から 1 つの計画案を作成→都市計画手続き

③住民参加の取組み状況

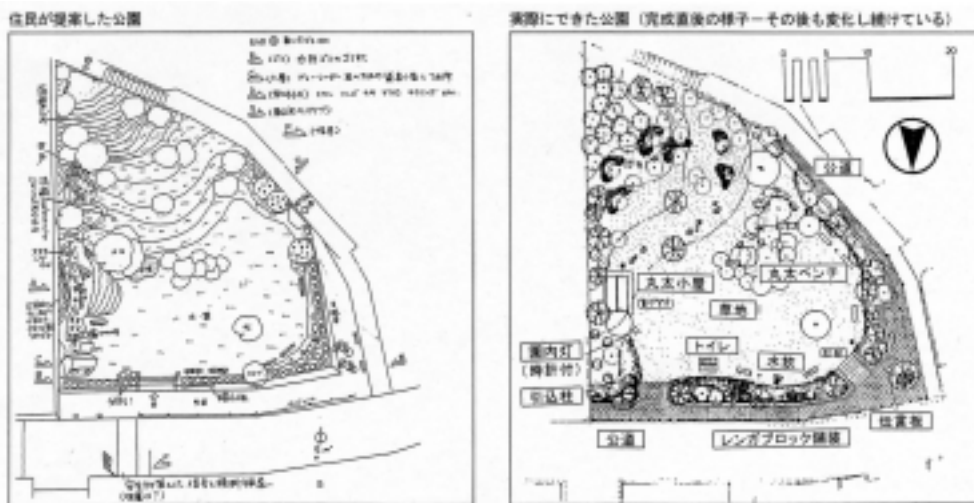
平成 4 ～ 7 年度	住民参加手法の開始
平成 8 ～ 9 年度	住民参加による複数案作成
平成 1 0 ～ 1 1 年度	市案の提案と方針決定
平成 1 2 ～ 1 3 年度	具体的設計の実施
平成 1 4 年度～	都市計画法に基づく手続き

事例2（公園）

- 公園の管理については、住民に身近な公園を中心に古くから「公園愛護会」等の自治組織によるボランティア活動が行われている。
- 1980年頃から計画、整備、管理の各段階で住民参加が広がり、ワークショップによる白紙の段階からの計画づくりも数多く行われるようになってきている。

■ くさっぱら公園（東京都大田区、面積約 1,300 m²）1991～

「手を加え、変えていける公園」を望む住民有志が、行政と諸課題を共有しながら、計画づくりから管理運営に至るまで取り組んでいる。

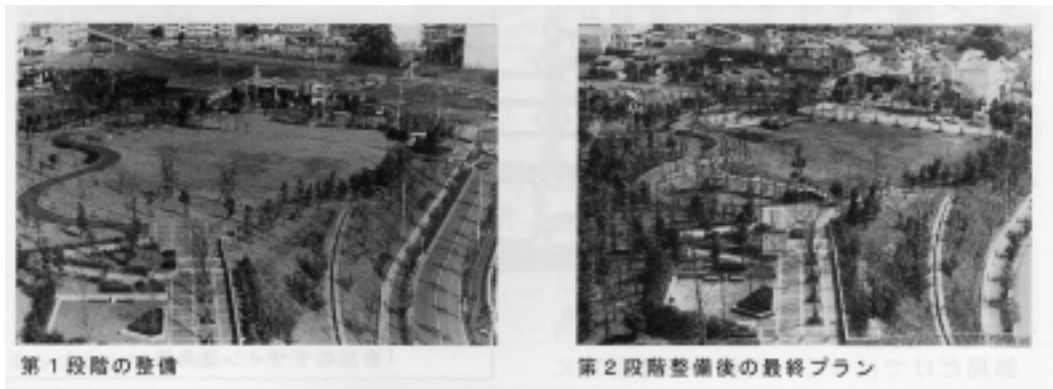


【経緯】

91年5月 住民有志による「ひろばの会」発足 ⇒ 7月 企画書の提出
 ⇒ 8月 行政による設計検討会（以後3回） ⇒ 11月 着工 ⇒ 92年4月 開園⇒
 ⇒ 以後も、清掃等の日常管理、情報誌発行等管理運営を「ひろばの会」が継続

■ とちのき公園（東京都多摩市、面積約 11,000 m²）1986～

周辺住宅の入居前は最低限の施設整備にとどめ、住民がほぼ入居した段階で組織した実行委員会が中心となり、導入する施設等を決定。



昭和59年	第一段階の整備と供用
昭和62年	住民が実行委員会を結成。実行委員会が中心となり導入施設を決定
平成元年	全体供用

コミュニティ・ビジネス

近年、まちづくり、地域活性化の新しい方法論としてコミュニティ・ビジネスが注目されている。コミュニティ・ビジネスとは高齢者を含めた地域住民が主役となって行う地域に根付いた事業であるが、資金や経営知識等の不足から、住民に意欲があっても立ち上げに至らないケースも多い。

【特徴】

- (1) 住民主体の地域密着のビジネス
- (2) 必ずしも利益追求を第一としない適正規模、適正利益のビジネス
- (3) 営利を第一とするビジネスとボランティア活動の中間領域的なビジネス
- (4) グローバルな視野のもとに、行動はローカルの開放型のビジネス

【事例】

①株式会社 小川の庄(長野県小川村)

事業内容: 地元の農産物を加工し、おやき等を販売

年 商: 約7億円

雇 用 数: 約100人(うち8割が60歳以上の女性)

特 徴: 各集落ごとに、農協の遊休施設を利用したおやき工場を作り、高齢者の住んでいるところから歩いて15分以内で通えるという職住近接のワークスタイル



【熟練の技が生きる「おやき」づくり】

②有限会社 ココ・ファーム・ワイナリー(栃木県足利市)

事業内容: ワインの製造・販売

年 商: 約4億円

雇 用 数: 20人(うち知的障害者10人)

特 徴: 足利市の知的障害者施設こころみ学園が栽培するぶどうを原料とし、年間約15万本程度のワインを醸造。このワインは専門家からの評価も高い

③株式会社 アモールトーフ(東京都足立区)

事業内容: 高齢者向け弁当販売、学校給食作り、鮮魚店・パン屋の直営、総合病院内の売店・レストラン経営等

年 商: 約4億円

雇 用 数: 約150人(パート含む)

特 徴: 衰退の進んだ東和銀座商店街振興組合(足立区)において「商店街の会社」として設立。商店街が地域住民にとっての「コミュニティの場」としての役割を果たすことを目指している

4. 住民参加を促進するための環境整備

まちづくり学習については、いくつかの地方公共団体でモデル的な取り組みが行われているほか、まちづくり団体等において支援を行っている事例も見られる。

事例1（川崎市におけるまちづくり学習の実践例）

川崎市まちづくり局の職員と小学校の先生が、子供たちがまちとかかわるきっかけとして楽しく学べるよう副読本「まちは友だち！」を作成し、平成12年度以降授業で使用してきている。

副読本のねらいは、

- 1 地域への関心（まちを知り、人とつながる）
- 2 まちづくりへの参加（まちづくりにかかわり、まちとともに育つ）
- 3 ルールの発見（地域から学び、ルールに気づく）

とされ、おおむね小学校3年から6年での使用を目安としている。

事例2（防災まちづくり学習）

阪神・淡路大震災の経験から、災害に強いまちづくりを推進し、防災意識の啓蒙を図るために、平成9年度から国土交通省等において、小中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、防災の視点を取り入れて体験や活動を重視した「防災まちづくり学習」の実施を支援している。

平成11年度からは、実践モデル校を選定して、学習プログラムの開発、教材や情報の提供、防災まちづくりに関する専門家の派遣等を行って、具体的な取り組みを支援している。また、再開発コーディネーター協会を中心として小中学校へ派遣する専門家の登録を進めている。

近年インターネットでの情報提供の重要性が増しているが、都市計画関係では、都市計画マスタープランについては半分程度、都市計画図については概略的なものを含めても２割弱の都市がホームページで情報提供を行っているのみである。

１．都市計画マスタープラン

調査対象都市数(※)	概要等を掲載	策定中情報を掲載
１３３	６６（５０％）	１１（８％）

２．都市計画図

調査対象都市数(※)	都計図（鮮明なもの）を掲載	都計図（概略的なもの）を掲載
１３３	１５（１１％）	８（６％）

３．住民団体へのまちづくり支援措置

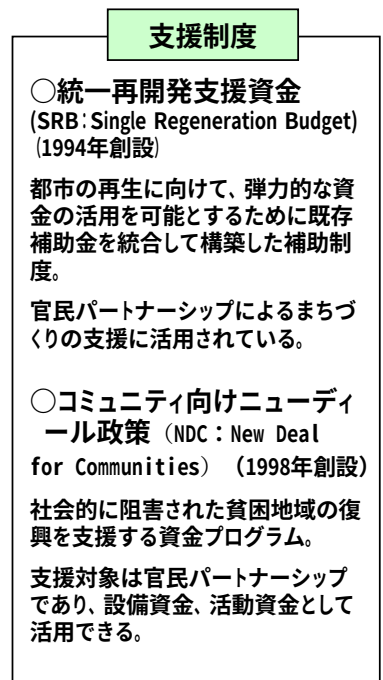
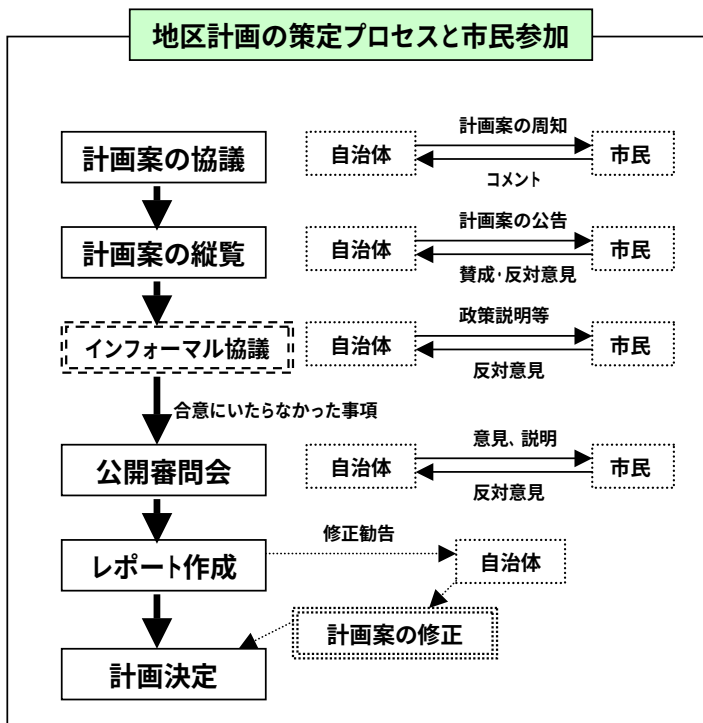
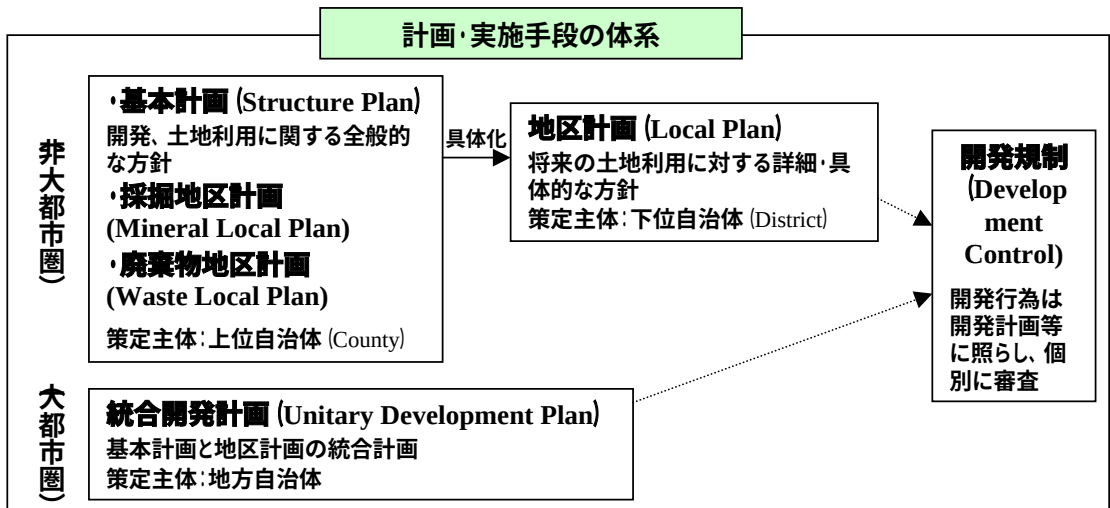
調査対象都市数(※)	支援措置を掲載
１３３	１３（１０％）

※県庁所在都市、特別区及び人口２０万人以上の市、１３３都市のホームページを対象に平成１５年１～４月現在の状況をまちづくり推進課において調査

5. 英国・米国のまちづくりにおける市民参加について

Ⅰ 英国 (イングランド及びウェールズ)

都市農村計画法により、計画策定の権限は地方計画庁 (通常、地方自治体) が持つことやマスタープランである開発計画の内容、策定手続等が定められている。



II 米国 (カリフォルニア州)

都市計画に関する連邦法はなく、州法により、プランニングやゾーニングの権限が地方自治体に委任されている。

